

特集

シンポジウム

コメント(2)

只友景士(滋賀大学)

滋賀大学の只友でございます。今日のお二人の先生のご報告に対する若干の質問と、私なりの今日の課題に対するコメントをさせて頂きたいと思います。

今回のシンポジウムは、おそらく地方環境税の現状の課題について、研究者と実務家を交えて議論していこうという企画の意図があるかと思えます。その企画の意図の背景には、国レベルではまだ環境税が導入されていない現状で、地方環境税が先行して導入されているという事態から、「地方環境税には環境税としての独自性があるのかどうか」、「地方環境税の将来の展望はいかなるものであるのか」という問題意識があるのではないかと考えております。したがって、私は、地方環境税の環境税としての独自性とその将来展望を占うと行った問題設定をして議論を進めていきたいと思えます。

まず、最初に、地方環境税の環境税としての独自性と言う問題についてふれておきたいと思えます。今日のお二人の先生のお話からも示唆されていることだと思えますが、地方環境税に独自の性格があるならば、その一つとして、地域の行政事情であったり、地域の資源であったりとか地域の事情と関連するものとして、空間をいかに管理するかという空間管理の技術として、また、そうした管理をしていくための社会的な仕組みの問題として特異な性格を持ちうるのではないかと考えます。

そして、地方環境税の将来の展望については、いくつかの展望の可能性がありますが、今日のお二人の先生方のお話はその展望可能性についても示唆深いお話をされたと思えます。西村先生のほうから産廃税について紹介がありましたが、私は、この産廃税を九

州各県が共同実施しているという所に注目したいと思えます。なぜなら、産廃税は、地方環境税の将来展望の中でも「広域課税」という将来の姿を示す貴重な経験ではないかと考えるからです。西村先生は控え目におっしゃられましたけれども、福岡県が、産廃税を単独で導入したというだけではなく、福岡が中心になって九州各県が導入したというところ、つまり県を超えた広域で共同導入された点に意義があると思えます。広域で導入されたという点こそが、地方環境税は広域課税を必要とするという将来の姿の一端を示しているのではないかと考えるからです。少しばかり大げさな言い方をすれば、「地方環境税は、将来、国税化する」あるいは「地方環境税は広域課税を必要とする」と言うことができると思えます。

実際、地方環境税である産廃税は、産業廃棄物と言う移動性のある客体を課税客体としているために、県域を越えた広域課税をせざるを得ないという性質を持っているわけです。県域を越えた広域課税を必要とするのなら県の上にある国が取り組むべき仕事ではないかと考えることができるわけですから、それではなぜ最初から国税として産廃税が導入されないのかという疑問が浮かぶわけです。

一方で、地方環境税の導入とその展開プロセスの背景としては、各地域で産業廃棄物問題の発生の方が多様でありますから、「水源が汚染された」「水源が水質汚染の危機に瀕している」といった環境面での危機に瀕する地域からまずは先行的に産廃税が発生していき、課税客体が移動するため広域的な取り組みを必要とするので、広域の連合が必要であるということになってきたのだと思えます。この広域課税の必要性の側面に注目すれ

ば、昨今議論になっている道州制の問題と絡んでくるかもしれませんが、広域でないと管理できない環境管理の課題というものが、ここで一つ見えてくるのではないかと思います。

また、地方環境税といったものの導入が広がった契機というのは皆さんご承知のように地方分権一括法であります。従来、国の許可を必要としていた法定外税が、事前協議制に移行し、国と合意すれば導入が可能であるという形に変わったと言うのは大きいわけがあります。実は、地方分権一括法以前、結局法定外課税されていたものが川砂利であるとか核燃料とかそういったものぐらしか法定外税というのは課税されていなかった。そして、もうひとつは、沖縄の石油価格調整税でした。余談ですが、なぜ沖縄だけ石油価格調整税があるのかと言いますと、沖縄県は復帰特別措置でガソリン税の軽減特例措置を受けているのでそこに隙間があるからなのです。このような、国との課税が重なっていない幾つかの部分にのみ法定外税が課税されようとしている状態だったわけです。廃棄物の問題としては、現実問題として廃棄物の投棄の問題、処理の問題が起きているし、そこには従来課税権が及んでいないというようなところに課税権が及ぼしていったわけです。

それからもうひとつ、最近注目されている水源税ですね、これについては上下水道料金が既に課されているけれども、包括的に水に関わる税というものは課されていないので、この部分には課すことができます。そういった所も、地方分権一括法後、地方環境税が検討されていくというひとつの契機だったのではないかと思います。そういった意味で、分権の流れが大きなきっかけではあるわけですが、それと同時にこの地方環境税であるとか法定外税の広がり背景に、廃棄物とか水といった環境に関わる部分が丁度、国とも重複がない課税対象であるという点でそこに課税が広がっていくと言う側面と、地方財政の危機的な状況の中、何とか税収を確保しようという側面があるわけですが、ここで注意しておかなければならないことが

一点あると思います。今、私がお話しましたように実は我々の生活上のあらゆるところに、課税がされておりまして、課税自主権が行使できるようになったからといって、ほとんど新たに課税できる隙間が無い位に課税統制がかなり行われている訳です。

主要な税源は既に国税地方税で分割されている中で、課税自主権を發揮して法定外税で地方財政力の強化を図りなさいと言われても、それは極めて難しいという状況があるわけですから、そこで、注意しておかなければならないのは、法定外税は、地方財政、地方自治を支えるという観点から十分な支持を与えることは出来ない、地方財政の基本を支えるのは、税源移譲や交付税によって根幹を支えるべきであって、法定外税である地方環境税といったものは収入目的というよりは政策目的に重点を置いた方が良いのではないかと考えるわけでありまして、これが一点であります。そこで、西村先生の方に、そういった意味で今後、産廃税の共同実施が国税化といいますか、更なる広域課税化に進む可能性についての、税務課長の現場からの感触についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、水谷先生がご紹介されました「歴史と文化の環境税」のほうにつきましてはですね、歴史と文化を尊重するための税金を作ろうという意図は、なかなか良いことだと私は思いました。しかし、水谷先生から提供いただきました資料を読ませて頂いて、この「歴史と文化の環境税」の制定のプロセスは、やってはならないプロセスを踏んでしまったのではないかという感想を持っております。環境税を導入していくというのは、空間を管理するための技術であり、社会的仕組みを作っていくひとつの手段であるわけですが、鈴木先生が指摘になられましたけれども、歴史と文化の環境税の導入理由として外部不経済を抑制するというのは、ほとんど「こじつけ」に近いように思われるわけです。要するに外部不経済を抑制するための手段として、この環境税が適切であったかどうかということが問われなければならない。外部不経済の問題は、後からの理由付けとして入ってきた

のではないかとされるわけです。空間を管理していくための社会的仕組みを作るにあたっては、地域の協力というものは不可欠なわけですからそのための政策手段として、駐車場料金に対する課税というものは適切な方法であったのかということが問われなければならない。この事例は、ある意味、典型的といったら語弊がありますが、地方自治体の首長が新しいことをやってみたいというときに、飛びついて起きた事ではないかという感じがするわけであります。そういった意味で、踏んだプロセスはやや問題があったのではないかとされます。それは京都の古都税も然りでございますし、政策手段としての適切さに立ち戻って検討する必要があると思われます。「街」という環境を作っていく上でそのための財源として6000万7000万が必要だったということであれば、そのための財源を果たしてこの課税という手段で行うことが適切であったのかどうか。自治体の行革ではなくて、なぜ法定外税という手段を取らざるを得なかったのかということが、実は、やや不明確だったのではないかという感触を持っているわけでございます。それが水谷先生に対す

る質問であります。

歴史と文化の環境税の課税開始後、駐車場事業者が地図販売業者に変わったとか、駐車場を分割したとかいう話はまさに、税のかけ方によって、課税をされる方がどのように対応するかという租税史上の窓税の経験を思い出しました。窓税とは、窓の多さで富裕さを測るというもので、窓の数・面積で税金を掛けようとしたらみんな一斉に窓を潰したという話があります。また中国の言い方に「上に政策あり下に対策あり」というのがありますが、まさに「上の政策」に「下の対策」が起きたといえると思います。こういう風な行動が起きるといって自体、課税の手法として問題があった、もしくは手法的に何がしかの大きな問題を抱えていたのではないかと思います。水谷先生はですね、座長としてかなり苦勞されたと思いますので、そのような点に関連して、地域の合意に基づいた町づくりを進めるという視点から、この政策手法を先生の方ではどのように評価されているのかお聞きしたいという風に思います。以上、私からのコメントとさせていただきます。